資料3-1

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の 妊孕性温存療法研究促進事業について

令和6年9月5日

令和6年度千葉県がん審議会子ども・AYA世代部会 千葉県健康づくり支援課がん対策班

(国)小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存研究促進事業とは

- ■若年者へのがん治療によって、主に卵巣、精巣等の機能に影響を及ぼし、好学性(妊娠する力・させる力)が低下するおそれがある。
- ■将来子どもを授かることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、

妊孕性温存(卵子・精子・受精卵の採取・凍結)に要する費用 の一部を助成することによる患者の経済的負担の軽減

患者の臨床データ等を収集することによる**妊孕性温存療法の研究の促進**(有効性・安全性のエビデンス創出など)

を図ることを目的とした事業。

2

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存研究促進事業

国要綱

千葉県要綱

R3.3.23 国要綱の制定 ※施行はR3.4.1

R3.10.12 県要綱の制定

※R3.4.1以降に指定医療 機関で実施した治療が 対象

R4.3.20 国要綱改正(第1回)

①温存後生殖補助医療を 事業対象に追加

②温存後生殖補助医療の

認を要件化

指定医療機関について

日本産婦人科学会の承

R5. 1. 10

県要綱改正(第1回)

①温存後生殖補助医療を 事業対象に追加

※R4.4.1以降に指定医療 機関で実施した治療が 対象

②温存後生殖補助医療の 指定医療機関に日本産 婦人科学会の承認を要 件化

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存研究促進事業

R6. 3. 1

国要綱

千葉県要綱

R5. 3. 20 国要綱改正 (第2回)

> ①軽微な文言変更 ①整版なメロタエ (例)子どもを持つ⇒授かる ②妊孕性温存療法(胚(受精卵) 凍結)の対象者について要綱本文

胚 (受精卵) 凍結に係る治療の場合

- ・原則、法律婚の関係にある夫婦
- ・女性が妊孕性温存療法対象者
- ・事実婚の関係にある者も対象

③温存後生殖補助医療の指定医療機 関について、日本産婦人科学会の 承認を得るまでの経過措置期間の 終了

④規定様式の追加(費用に関する確 認書類)

R5. 6. 19 国要綱改正(第3回)

軽微な文言変更

(例) 配偶者⇒パートナー

県要綱改正(第2回)

①国要綱改正(第2回)の反映 ②国要綱改正(第3回)の反映 ③その他、県要綱の様式の改良に 係る修正

※ 規定様式の記入漏れ、誤記入に より県から申請者・医療機関への確 認作業が頻発していることから、申 請者や医療機関の記入ミス防止と助 成審査を適正かつ円滑に遂行するこ とを目的に様式の改良を行ったもの。

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存研究促進事業

国要綱

千葉県要綱

R6.3.25 国要綱改正(第4回)

- ①都道府県においてがん・生殖医療 連携ネットワークの持続的発展に 努めることの追記 ②指定医療機関に関する経過措置期
- 間等の削除
- ③日本がん・生殖医療学会における がん・生殖医療連携ネットワーク 支援の追記
- ④指定医療機関及び原疾患治療施設 のがん・生殖医療連携ネットワー ク体制への参画の追記
- ⑤様式第3-1号 ◎注意事項の文 言修正

R6. 8. 1 県要綱改正(第3回)

国の要綱の改正に伴い、県の実施要 綱に記載のある左記②、④、⑤につ いて、同様の内容に改正した。

千葉県の指定医療機関(R6.8.1時点)

妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療実施機関

- 1. 医療法人緑萌会 高橋ウイメンズクリニック
- 2. 東京歯科大学市川総合病院
- 3. 医療法人鉄蕉会 亀田総合病院
- 4. 医療法人鉄蕉会 亀田IVFクリニック幕張
- 5. 千葉大学医学部附属病院
- 6. 順天堂大学医学部附属浦安病院

助成金の支給実績

年度	支給件数	支給人数	支給総額
R3年度	3 9 件	30名	9, 317, 492円
R 4 年度	93件	77名	19, 298, 464円
R 5年度	98件	77名	19, 644, 460円
R 6 年度※	38件	26名	5, 981, 920円

※令和6年度は4月~6月までの申請分

7

助成金の支給実績の内訳

【妊孕性温存療法】

(単位:件)

年度	胚(受精卵) 凍結	未授精卵子 凍結	卵巣組織 凍結	精子 凍結	精巣内精子採取術 による精子凍結	計
R3年度	1 6	1 9	0	4	0	3 9
R4年度	3 1	2 7	4	26	1	8 9
R 5年度	2 3	2 8	6	20	2	7 9
R6年度	7	11	0	1 1	0	29*

※令和6年度は6月末時点の申請内訳

【生殖補助医療】

(単位:件)

(+ 11 / 1								
年度	凍結した 胚(受精卵)を用いた 生殖補助医療	凍結した 未受精卵子を用いた 生殖補助医療	凍結した 卵巣組織を用いた 生殖補助医療	凍結した 精子を用いた 生殖補助医療	計			
R 3 年度	1	_	I	1	_			
R 4 年度	2	0	0	2	4			
R 5 年度	9	1	0	9	19			
R 6 年度	6	0	0	3	9 *			
※令和6年度	は6月末時点の申請内訳				8			











